

平成 24 年 5 月 21 日

福島市議会議長 粕谷 悦功 様

議会改革検討会座長 渡辺 敏彦

「今後の議会改革のあり方」の検討結果について

議会改革検討委員会は、議長の要請を受け、今後の議会のあり方及び議会に係る諸課題について、代表者が決定した事項について検討することを目的に、福島市議会会議規則第 159 条に規定する「議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として、平成 23 年 9 月 30 日に副議長及び各交渉会派代表議員 7 名の委員で構成され、設置されたところでもあります。

以来、本検討会を 8 回開催し、平成 23 年 9 月 30 日開催の代表者会において決定のうえ、議長より要請されました「今後の議会改革のあり方」に関して検討を行ってまいりました。

検討の要請にあたり、議長からは、議会が市民の意見を市政に反映させ、市民の信託にこたえ、その結果として市民福祉を向上するために、議会に関する基本的事項を定める議会基本条例を制定することの必要性について、検討する必要があるという考えが提示されました。

そこで、本検討会では、栗山町議会をはじめ代表的な議会基本条例などを参考に議会改革に関する先進的な取り組みについて調査、研究を進めました。この間、議会改革のあり方や議会基本条例制定の意義などについて理解を深めるため、議長に対して学識経験者による研修会の開催を要請し、福島大学行政政策学類教授今井照氏による全議員を対象とした「議会改革と議会基本条例について」をテーマとする研修会が行なわれました。以降、議会改革と議会基本条例に関する議論を深めながら各会派の意見集約を経て協議を重ねてまいりました。

福島市議会では、これまでも一問一答制の導入、本会議の録画映像配信などとともに、国の地方分権推進に伴う地方議会に関する地方自治法の改正などに対応し、議員報酬や政務調査費の見直し、議決事件の拡大など、様々な改革に取り組んでまいりました。

しかし、地方議会を取り巻く状況としては、議会がその役割と責任を十分に果たすことや議会活動の透明性を高めることなどが、さらに求められています。

また、本市が東日本大震災及び原発事故災害からの復旧・復興を果たすうえで、二元代表制の一翼を担う議会としては、その責任を再認識し、市民の声に耳を傾け、議論を尽くして、市民の支持を最大限に得ながら市政に反映させていくことがさらに必要となります。

したがって、今後の議会改革の方向性について、次のとおり提言いたします。

1. 今後の議会改革の方向性について

地方議会は、二元代表制の一翼を担う存在として、分権型社会の進展を踏まえ、真の地方自治の本旨の実現を追求し、市政の発展と市民の生活及び福祉の向上を目指すために、その機能を最大限に発揮しなければならない。

福島市議会は、福島市民から直接選挙により選ばれた議員で構成する合議制代表機関として、その責務と役割を明らかにし、基本理念や基本方針など、議会のあるべき姿を定め、議会の最高規範となる議会基本条例を制定することを前提としたうえで、体系的な議会改革の取り組みを推進することが必要である。

2. 議会基本条例を制定するにあたっての基本理念とその方向性について

(1) 基本理念について

福島市議会は、二元代表制のもと、公平性、公正性、透明性を高め、市民に開かれた議会運営を実現し、自由闊達な議論や議員間の討議を行うことにより、広く市民の意思と市政の課題を的確に把握するとともに、政策形成能力の向上を図り、政策立案や政策提言を積極的に行い、市民の信頼と負託に応える議会を目指す。

(2) 基本理念を実現するための方向性について

①市民に開かれた議会

市民との関係において、市民が積極的に議会に参加できるためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性、透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に設定し、市民に開かれた議会の実現を目指す。

②議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会

二元代表制のもと、合議制代表機関としての特性をいかし、議員間の自由闊達な議論や討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する争点や論点を明確にし、合意形成を図る議会を目指す。

③政策立案や政策提言を積極的に行なう議会

市長等執行機関との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実と立法機能の強化を図り、政策立案や政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会を目指す。